

養豚関係者の皆様へ

平成21年4月30日
栃木県農政部

このたび、メキシコ等で新型インフルエンザが発生し、国内への侵入防止のための緊急措置が講じられています。

本県においても、県民の皆様には正しい情報に基づく行動と対応をお願いしておりますので、養豚関係者の皆様におかれましても、家畜伝染病予防法に定められている飼養衛生管理基準の再徹底などに御理解と御協力をお願いします。

◇ヒトの新型インフルエンザ感染予防対策

(栃木県から一般県民の皆様へのお願い)

- ①メキシコなどの新型インフルエンザの流行地への渡航をできるだけ控えること
- ②国内又は県内における新型インフルエンザの発生に備え、通常のインフルエンザの予防対策を徹底すること
 - ・外出する際にはできるだけマスクを着用するとともに、人込みをさけること
 - ・せきやくしゃみなどの症状がある場合は、必ずマスクを着用すること
 - ・こまめな手洗いやうがいを実践すること
 - ・普段から十分な睡眠をとり、体調不良時には休養を優先すること
- ③インフルエンザを疑う症状（38度以上の急な発熱、咽頭痛、咳など）がある場合は、医療機関を受診する前に、発熱電話相談センター（県広域健康福祉センター及び宇都宮市保健所）に相談すること
- ④今後、国や県から随時出される情報に十分注意すること

◇豚の伝染性疾病予防対策

(養豚場における飼養衛生管理基準の遵守)

- 豚舎、器具の清掃・消毒により、豚、作業衣、作業靴等を清潔に保つこと
- 豚舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等の消毒等を行うこと
- 飼料や水に家畜や野鳥、ねずみ等の排せつ物等が混入しないよう努めること
- 豚の導入時には、当該豚に異常がないことを確認するまで隔離飼育すること
- 農場への立入車輛は、出入時に車輛消毒を行うこと
- 豚舎破損箇所の修繕、野鳥、野生動物、害虫の侵入防止や駆除に努めること
- 豚の出荷時には、出荷豚の健康状態を確認すること
- 豚の異常の早期発見に努め、異常発見時は獣医師へ診療・指導を依頼すること
- 豚の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で豚を飼養しないこと
- 豚の伝染性疾病の発生の予防に関する知識の習得に努めること

☆インフルエンザに関する相談等は、下記の機関で受け付けています。

【豚の病気に関すること】

県央家畜保健衛生所	TEL 028-689-1200 (緊急時 090-7205-0895)
県南家畜保健衛生所	TEL 0282-27-3611 (緊急時 090-7205-1402)
県北家畜保健衛生所	TEL 0287-36-0314 (緊急時 090-7205-1826)
農政部畜産振興課	TEL 028-623-2352

【ヒトの健康に関すること】

県西健康福祉センター	TEL 0289-64-3125
県東健康福祉センター	TEL 0285-82-3323
県南健康福祉センター	TEL 0285-22-1219
県北健康福祉センター	TEL 0287-22-2679
安足健康福祉センター	TEL 0284-41-5895
宇都宮市保健所	TEL 028-626-1114
保健福祉部健康増進課	TEL 028-623-3089

正しい情報に基づく冷静な対応をお願いします。

豚肉・豚肉加工品を食べることによりインフルエンザに感染することはありません。

適切に処理され、調理された豚肉を食べても安全です。

(参 考)

豚インフルエンザとは・・・

A型インフルエンザウイルスの感染による病気で、感染力は強いものの豚の症状は軽く、一過性の発熱、咳、鼻汁等の症状を示す程度で、1週間ほどで自然に回復します。しかし、細菌との混合感染や飼育環境が悪い場合に症状が重くなり、死亡することもあります。

冬季を中心に各地で散発していますが、症状が軽く家畜の被害が少ないことから家畜伝染病予防法の対象疾病となっておらず、報告・届出の義務がないため、発生状況の詳細は不明です。

国内の豚では、H1N1、H1N2、H3N2亜型のウイルスが確認されていますが、最近ではH1N2亜型が多いとされています。

予防のためのワクチン(不活化、H1N1・H3N2)が市販されています。

豚に異常があれば、直ちに家畜保健衛生所に通報してください。